

平成29年10月24日公表  
(令和8年4月1日現在)

# 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

帯広市

# 目 次

1	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表	
(1)	要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表（帯広市が所管する区域内の建築物）	1
(2)	耐震診断結果公表	
	ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物	
	① 劇場、観覧場、映画館、演芸場	2
	② 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3
	③ ホテル、旅館	4
	④ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5
	イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	
	⑤ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	6
(3)	附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	9
(4)	参考 耐震診断結果の見方	10

## 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表(帯広市が所管する区域内の建築物)

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用 途	公表 建築物数	構造耐力上主要な部分の地震 (震度6強から7程度)に対する安全性(注)			耐震改修 工事中
		I	II	III	
		倒壊・崩壊 の危険性 が高い	倒壊・崩壊 の危険性 がある	倒壊・崩壊 の危険性 が低い	
ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物	5			4	1
① 劇場、観覧場、映画館、演芸場	1			1	
② 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2			1	1
③ ホテル、旅館	1			1	
④ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1			1	
イ 避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	15			15	
⑤ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	15			15	
合 計	20			19	1

(注) 1の建築物に構造上独立した部分が複数ある場合などは、安全性の評価が最も低い部分により分類している。建築物毎の詳細は別に示す。

## 耐震診断結果公表

### ■劇場、観覧場、映画館、演芸場

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考	
						内容	実施時期		
1	帯広競馬場	帯広市西14条南8丁目2番地 西14条南8丁目3番地 西13条南8丁目2番地 西13条南8丁目3番地 西13条南9丁目1番地1 西14条南9丁目1番地1	観覧場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.03 \quad ( 1.00 )$ $CTU \cdot SD = 0.66 \quad ( 0.30 )$	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 平成30年12月耐震改修済	
									A棟 (RC造)
									B棟 (RC造)

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

## 耐震診断結果公表

### ■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
2	イオン帯広店	帯広市西4条南20丁目1番地	物品販売業を営む店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ ( 1.00 ) $C_{Tu} \cdot S_D = 0.64$ ( 0.30 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 令和元年10月耐震改修済
					$I_s = 0.75$ ( 0.70 ) $q = 1.20$ ( 1.00 )	—	—	令和元年10月耐震改修済
3	ふじまるビル	帯広市西2条南8丁目1番地	物品販売業を営む店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版) (鉄骨が充腹材の場合)	除却工事中	除却	令和7年9月～令和9年7月	Z=1.0、Rt=0.99、G=1.0、U=1.0
					除却工事中	除却	令和7年9月～令和9年7月	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
					除却工事中	除却	令和7年9月～令和9年7月	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
					除却工事中	除却	令和7年9月～令和9年7月	Z=1.0、G=1.0、U=1.0

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

## 耐震診断結果公表

### ■ホテル、旅館

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
4	ホテルグランテラス帯広	帯広市西1条南11丁目2番地	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版) (鉄骨が充腹材の場合)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.01 ( 1.00 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
	CTU・SD = 0.49 ( 0.25 )							
	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)				Is/Is <sub>0</sub> = 1.00 ( 1.00 )			
CTU・SD = 0.61 ( 0.30 )								

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

## 耐震診断結果公表

### ■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
5	十勝合同庁舎 (RC造)	帯広市東3条南3丁目1番地	庁舎	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ ( 1.00 ) $C_T \cdot S_D = 0.80$ ( 0.45 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.5

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

## 耐震診断結果公表

### ■小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
6	帯広小学校	帯広市西8条南5丁目1番地	学校					
	校舎 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.08 ( 1.00 ) CT・SD = 0.58 ( 0.30 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	屋体 (S造)			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is = 0.75 ( 0.70 ) q = 1.38 ( 1.00 )	—	—	法第5条第3項第1号※2
7	西小学校	帯広市西23条南1丁目83番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.01 ( 1.00 ) CTU・SD = 0.77 ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
8	柏小学校	帯広市東8条南11丁目1番地	学校					
	校舎 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.00 ( 1.00 ) CTU・SD = 0.53 ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	屋体 (S造)			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is = 0.81 ( 0.70 ) q = 1.48 ( 1.00 )	—	—	法第5条第3項第1号※2
9	明星小学校	帯広市西4条南23丁目1番地	学校					
	校舎 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.02 ( 1.00 ) CTU・SD = 0.79 ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	屋体 (S造)			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	Is = 0.77 ( 0.70 ) q = 1.40 ( 1.00 )	—	—	法第5条第3項第1号※2
10	緑丘小学校	帯広市西14条南17丁目2番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.02 ( 1.00 ) CTU・SD = 0.77 ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
11	東小学校	帯広市東7条南2丁目1番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Is <sub>0</sub> = 1.01 ( 1.00 ) CTU・SD = 0.35 ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の振動及び障害に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

## 耐震診断結果公表

### ■小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
12	若葉小学校 校舎 (RC造)	帯広市西17条南6丁目1番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.12$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.86$ ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
13	広陽小学校	帯広市西19条南3丁目20番3号	学校					
	校舎 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.38$ ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	屋体 (S造)			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s = 0.94$ ( 0.70 ) $q = 1.71$ ( 1.00 )	—	—	法第5条第3項第1号※2
14	大正小学校	帯広市大正町550番地の3	学校					
	校舎 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.07$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.63$ ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
	屋体 (S造)			「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s = 0.92$ ( 0.70 ) $q = 1.68$ ( 1.00 )	—	—	
15	帯広第四中学校 校舎 (RC造)	帯広市西5条南25丁目1番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.05$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.45$ ( 0.35 )	—	—	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の振動及び障害に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

## 耐震診断結果公表

### ■小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No	建築物の名称		建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
16	帯広第八中学校		帯広市西17条南6丁目1番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.04$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.79$ ( 0.35 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	校舎 (RC造)								
	屋体 (S造)								
17	南町中学校		帯広市西17条南35丁目1番1号	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.49$ ( 0.35 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	校舎 (RC造)								
18	西陵中学校		帯広市西18条南2丁目2番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.46$ ( 0.35 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	校舎 (RC造)								
	屋体 (S造)								
19	翔陽中学校		帯広市東6条南12丁目2番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.70$ ( 0.35 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	校舎 (RC造)								
20	大空学園 義務教育学校		帯広市大空町11丁目4番地	学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ ( 1.00 ) $CTU \cdot SD = 0.78$ ( 0.35 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0 法第5条第3項第1号※2
	校舎 (RC造)								

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の振動及び障害に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

## 附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

※下記Ⅰ～Ⅲの安全性の評価は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。  
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、  
 震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性		
	Ⅰ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	Ⅱ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
			$1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合 $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合 $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合 $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合 $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

# 参考 耐震診断結果の見方

建築物の耐震診断とは、震度6強から震度7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を評価することをいい、附表の「構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性」欄における評価Ⅲの耐震性能は、現行の建築基準法令における耐震基準(昭和56年6月施行の「新耐震基準※」)と同程度とされています。また、いずれの評価(Ⅰ～Ⅲ)に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

※新耐震基準：建築物が数十年に一度程度発生する中規模地震(震度5強程度)に対してほとんど損傷しないことの検証に加えて、数百年に一度程度発生する大規模地震(震度6強から7に達する程度)に対して倒壊・崩壊しないことを検証する耐震基準

**用語の解説**

**Is** : 建築物の耐震性を表す指標値(構造耐震指標値)

**Is/Iso** : 建築物の構造耐震指標値(Is値)を判定指標値(Iso)と比較し、耐震性を判定した値

**C<sub>TU</sub>・S<sub>D</sub>、C<sub>T</sub>・S<sub>D</sub>** : 主に鉄筋コンクリート造に適用される保有水平耐力に係る指標値

**q** : 主に鉄骨造に適用される保有水平耐力に係る指標値

**Z** : 地域の地震活動度などによる補正係数

**G** : 表層地盤の増幅特性などによる補正係数

**U** : 建物の用途などによる補正係数

**R<sub>t</sub>** : 建築物の固有周期および地盤の種別に応じた当該建築物の振動特性により、地震力の値を変化させる係数

**S造** : 鉄骨造

**RC造** : 鉄筋コンクリート造

**SRC造** : 鉄骨鉄筋コンクリート造

**要安全確認計画記載建築物**  
: 北海道耐震改修促進計画に記載された建築物(避難所)

**耐震診断結果公表**

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	□□□	帯広市□□□	□□	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.07 ( 1.00 ) C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> = 0.75 ( 0.30 )	-	-	Z=1.0、G=1.0、U=1.0
2	△△△	帯広市△△△	△△	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版) (鉄骨が充腹材の場合)	Is/Iso = 0.82 ( 1.00 ) C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> = 0.44 ( 0.25 )	建替え	平成30年4月～ 平成31年9月	Z=1.0、R <sub>t</sub> =1.00、G=1.0、U=1.0

附表において、「耐震診断の方法の名称」が同じものを見つけます。

評価の結果と附表による安全性の基準値を比較することで評価(Ⅰ～Ⅲ)が判断できます。なお、評価結果の全てが目標値以上の場合、評価Ⅲとなります。

**附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価**

※下記Ⅰ～Ⅲの安全性の評価は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い  
Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある  
Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性		
	Ⅰ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	Ⅱ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso < 0.5 又は C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	Is < 0.3 又は q < 0.5	左右以外の場合	0.6 ≤ Is かつ 1.0 ≤ q
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版) 鉄骨が充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> < 0.125・Z・R <sub>t</sub> ・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.25・Z・R <sub>t</sub> ・G・U ≤ C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>
鉄骨が非充腹材の場合	Is/Iso < 0.5 又は C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub> < 0.14・Z・R <sub>t</sub> ・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.28・Z・R <sub>t</sub> ・G・U ≤ C <sub>TU</sub> ・S <sub>D</sub>